

老人保健施設 桃源の郷 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人仁康会が開設する老人保健施設桃源の郷（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他 必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体的拘束等を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人 仁康会 老人保健施設 桃源の郷
- (2) 開設年月日 平成6年4月1日
- (3) 所在地 広島県三原市小泉町4258番地
- (4) 介護保険事業所番号 3450980036号

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 介護職員 | 9人以上 |
| (4) 支援相談員 | 1人以上 |
| (5) 療法士 | |
| ・理学療法士 | 1人以上 |
| ・作業療法士 | 1人以上 |
| (6) 栄養士 | |
| ・管理栄養士 | 1人以上 |
| (7) 事務員 | 1人以上 |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。))
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に

際し指導を行う。

- (7) 栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 事務員は、施設の会計経理、庶務、その他一般事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 原則毎週月曜日から土曜日を営業日とする。（日曜日、祝日は休み）
- (2) その他、年間の休日は、12月31日から1月3日までとする。
- (3) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とし、サービスの利用等に係る申込等の受付を行う。
- (4) (3)のうち、実際のサービス提供時間は、午前9時20分から午後4時20分までとする。
- (5) 利用者の希望により(4)の時間の前後にサービス提供を行う。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員数は、60人とする。

(通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師、理学療法士及び作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 利用料として、食費、日用品費及び利用者が選定する特別な食事の費用等利用

料を、別紙に定める利用料金表により支払を受ける。

- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

三原市（大和町、久井町を除く）

（身体的拘束等）

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第14条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は、原則禁止とするが、個別対応とする。
- ・ 火気の取扱いは、原則禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、事前に申し出ることとする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは原則衣類・日用品程度とするが、それ以外は個別対応とする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、自分で管理できる必要最小限とする。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の他の医療機関での受診は認められない。利用時間外もしくは、利用日以外に受診しなければならない。
- ・ 宗教活動は、利用者・家族への勧誘を禁止とする。
- ・ ペットの持ち込みは、原則禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は、禁止する。

- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。尚、消防計画は、併設の小泉病院と合同で定める。

- (1) 防火管理者は、理事長の指名による。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人仁康会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜間勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(個人情報保護)

第23条 施設職員は、「個人情報保護法」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に基づき、施設の定める「個人情報保護規定」を遵守し個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第24条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待を発見した場合、担当者に報告し、担当者は速やかに市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護方針については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに（介護予防通所リハビリテーション）関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人仁康会老人保健施設桃源の郷の運営会議において定めるものとする。

付 則

- 1. この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 2. この運営規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 3. この運営規程は、平成13年10月1日より施行する。
- 4. この運営規程は、平成15年4月1日より施行する。
- 5. この運営規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 6. この運営規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 7. この運営規程は、平成17年10月1日より施行する。
- 8. この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 9. この運営規程は、平成18年9月1日より施行する。
- 10. この運営規程は、平成19年2月1日より施行する。
- 11. この運営規程は、平成20年2月6日より施行する。
- 12. この運営規程は、平成21年2月1日より施行する。
- 13. この運営規程は、平成23年10月1日より施行する。
- 14. この運営規程は、平成25年1月1日より施行する。
- 15. この運営規程は、平成25年3月1日より施行する。
- 16. この運営規程は、平成25年7月1日より施行する。
- 17. この運営規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 18. この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 19. この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 20. この運営規程は、平成30年11月1日より施行する。
- 21. この運営規程は、令和元年9月1日より施行する。
- 22. この運営規程は、令和元年10月1日より施行する。

- 23. この運営規程は、令和2年12月1日より施行する。
- 24. この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 25. この運営規程は、令和4年4月1日より施行する。
- 26. この運営規程は、令和5年4月1日より施行する。
- 27. この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。
- 28. この運営規程は、令和7年4月1日より施行する。